

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 ～ 平成 31 年度



計画策定の背景と趣旨

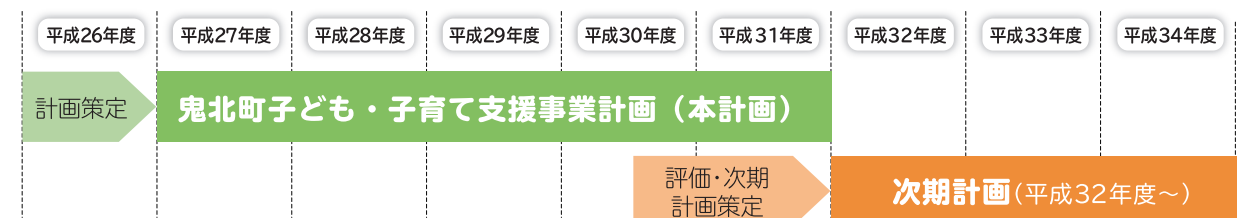
わが国の少子化が年々進行している中、一世帯当たりの子どもの人数は、現実と理想の間に開きがみられます。その理由として、子育てに関する不安感、仕事と子育てとの両立に対する負担感が指摘されています。低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

鬼北町では、平成 21 年度に「鬼北町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、住民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、鬼北町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

計画の期間と位置づけ

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



計画の基本理念

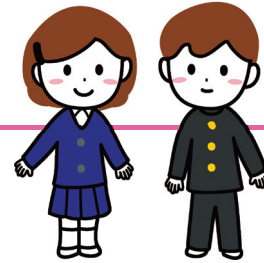
子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の鬼北町を創る力となります。鬼北町の自然や文化といった環境や地域社会の関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、次の理念を掲げます。



みんなで支え合い 子どもの笑顔と明るい未来を守ろう

6 子どもの安全の確保

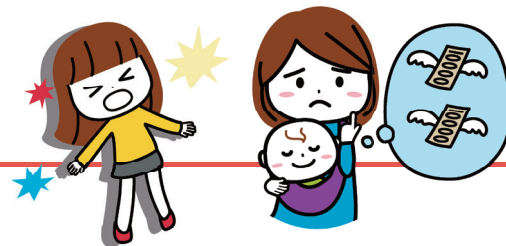
交通事故や犯罪などの危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策としてハード、ソフトの両面から総合的な対策を推進します。



- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
- (3) 犯罪、いじめなどにより被害を受けた子どもの立ち直り支援

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭などの自立支援、児童虐待の防止、さらには障がい児及びその家庭への支援など、保護を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。



- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

地域における子育て支援の推進を図るため、家庭・地域・保育教育機関・企業・団体等との連携を図ります。また、子育て支援に関わる広報啓発に努め、広く地域住民の理解と協力を得て計画を推進します。

2. 関係機関・団体等との連携

計画の推進にあたり、様々な子育て活動の関係機関・団体との連携を深め、情報の共有化を図り、事業の推進・調整を行います。それぞれの関係機関が果たすべき役割を認識し、互いに協力できるよう総合的に地域ぐるみの子育て支援に取り組みます。

鬼北町子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行年月：平成 27 年 3 月 発行：鬼北町
〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800-1 TEL：0895-45-1111（内線 2117）

基本的な視点

すべての子どもの視点

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が存分に発揮されるよう、大人の都合を優先するのではなく、子どもたちが何を考え、何を望んでいるのか、子どもの視点に立ち、施策を展開します。

すべての子育て家庭の視点

すべての家庭が子育てを“負担”と感じるのではなく、子どもの成長を素直に喜び、また、子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立ち、施策を展開します。

地域で子どもを育てていく視点

親の働く場も含め、地域全体で子どもを育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点

『少子化対策』に向けて、結婚から妊娠・出産・育児、そして次代のまちを担う子どもの育成まで、切れ目なく、本町らしいきめ細かい支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。

基本目標と施策の展開

1 幼児期の学校教育・保育の充実

すべての家庭における子育てを支援するため、適切な量の見込みと確保策を設定したうえで、関係機関・団体などが連携し、子育て家庭のさまざまな状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
- (4) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保



2 子どもや母親の健康の確保及び推進

母子の健康保持・増進を図るため、妊娠・出産・乳幼児期を通じた切れ目のない健康支援環境を整備するとともに、子どもの成長・発達への支援を充実します。

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療などの充実



3 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て家庭を含めすべての人が安心して暮らすことのできる町づくりを目指し、関係機関・団体と連携し、道路や歩道、公共施設のバリアフリー化の推進等に取り組めます。

- (1) 子どもの視点に立った遊び場などの確保
- (2) 保護者の事故防止・防災対策
- (3) 安全な道路交通環境の整備



4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの成長過程に応じた適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報や相談、学習機会を提供するとともに、親子のきずなや子どもの大切さへの理解を深める体験活動を推進します。また、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、指導方法の充実による確かな学力の向上を図り、健やかな心身を育む教育活動の充実に努めます。

- (1) 次代の親づくり
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



5 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女雇用機会均等法の施行などを背景に女性の社会進出が進んでいる中、男女が共に仕事と家庭を両立でき、ゆとりある家庭生活の実現を図るため、働き方の見直しや多様な働き方を選択できるよう仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）について普及・啓発に努めます。

また、育児休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりについて啓発し、地域の保育機能の充実や子どもの健全育成施策を充実させ仕事と子育ての両立支援に努めます。

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどの推進
- (2) 仕事と子育ての両立支援のための体制整備などの推進

